特定地域づくり事業協同組合の行政財産(川根支所・2階地域交流室)貸付について

特定地域づくり事業協同組合の川根支所2階地域交流室の貸付について、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」及び「行政財産の減額貸付に係る取扱い規程」 により、以下のとおり判断する。

○減額率算定根拠

- 1 行政財産の減額等貸付の対象団体
 - ・地方公共団体、公共団体、公共的団体 (規程第3第3項)
- 2 行政財産の減額等貸付の対象用途
 - ・公用、公共用、公益事業の用 (規程第3第4項)
- 3 行政財産の減額等貸付に係る減額率
- (1) 行政財産の減額等貸付は、その必要性を十分検討し、公共的団体の公益事業であることのみをもって無償とするのではなく、有償による貸付により、その事業等が達成できないかについて検討等を行うこと。(規程第4第1項)

特定地域づくり事業協同組合は、事業費の1/2を国の交付金や市の補助金を 充てることで事業が成り立ち、事業立ち上げ当初は、事業運営が厳しく事業が成 り立たないため無償とする。

ただし、組合の事業収支状況により減額率を契約更新の都度判断し、収支 の 経営状況を見ながら減額率について負担をお願いする方向で調整していく。

(2) 市の施策に合致するものは、減額率100%を上限とする。(規程別表) 規程別表の※2により、「島田市総合計画(施策の柱、施策の内容)への記載 の有無で判断すること」となっている。

当事業は、施策の柱3-1 「地域で働く人を増やし、地域経済を発展させる」施策の内容1 「活躍する人を育て、応援します」と、施策の柱5-3 「誰もが暮らしたい、関わりたい、魅力ある地域をつくる」、施策の内容1 「移住支援を推進します」と3 「中山間地域での豊かな暮らしを応援します」に該当する。

4 行政財産の貸付に係る貸付期間及び更新

(1)貸付期間は、社会経済の情勢の変化の周期等を勘案し、原則として5年以内と する。(規程第5第1項)

貸付期間は、年度単位の更新とする。

(2) 契約更新の際は、従前の減額率を単に踏襲することなく、市の施策や社会経済情勢の変化などを考慮して新たに決定すること。(規程第6第1項) 契約更新時には、組合の収支の状況及び成果で判断する。

川根支所 2階 平面図 (地域交流室)

